

矢板市企業誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、企業誘致を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 誘致地域 次のいずれかに該当する地域をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域

イ 県、市等が造成した地域

ウ その他市長が特に認めた地域

(2) 対象施設 工場、研究所、ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）、病院、オフィスその他事業所で規則で定める施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する施設及び政治活動又は宗教活動を目的とする施設を除く。

(3) 新設 市内において、対象施設を有しない者が新たに対象施設を設置すること又は対象施設を有する者が当該対象施設と異なる業種の対象施設を独立して設置すること若しくは対象施設を全部移転することをいう。

(4) 増設 市内において、対象施設を有する者が事業規模を拡大する目的で当該対象施設と同一業種の対象施設を設置すること又は当該対象施設の敷地内若しくはこれに隣接して対象施設を拡充することをいう。

(5) 事業者 市内において、対象施設を新設、増設又は賃借して事業を行う者

をいう。

- (6) 投下固定資産額 対象施設を新設又は増設するに当たり取得した土地、家屋及び償却資産で、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。
- (7) 常時雇用者 対象施設において、常時雇用される従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）をいう。
- (8) 新規雇用者 対象施設において、常時雇用者として新たに雇用される従業員（市内に住所を有し、操業開始日前90日から操業開始日後90日までの間に雇用され、継続して1年以上雇用されている者に限る。）をいう。
- (9) 本社機能移転 本社移転（市外に本店登記をしている事業者が市内に本店登記とともに本社を設置することをいう。）又は栃木県知事から地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、当該計画に基づき、市内に地域再生法(9) 本社機能移転 本社移転（市外に本店登記をしている事業者が市内に本店登記とともに本社を設置することをいう。）又は栃木県知事から地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、当該計画に基づき、市内に地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設を設置することをいう。
- (10) ベンチャー企業 創業10年以内の事業者であって、市長が規則で定めるものをいう。
- (11) 業務継続計画 企業において、自然災害、感染症その他事業の中断をもたらす不測の事態において、事業を継続し、及び速やかに復旧するための方針、体制及び手順を示した計画をいう。

(奨励金)

第3条 市長は、事業者に対し、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 企業立地奨励金
- (2) 雇用奨励金
- (3) 用地取得奨励金
- (4) 借地借家奨励金
- (5) ホテル等立地奨励金
- (6) 医療立地奨励金
- (7) オフィス立地奨励金
- (8) 本社機能移転奨励金
- (9) ベンチャー企業立地奨励金

2 前項の奨励金の交付に関する基準は、別表に定めるところによる。

(指定)

第4条 前条に規定する奨励金の交付を受けようとする事業者は、次の各号に規定する要件を備える者として、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

- (1) 別表に定める交付要件のいずれかに該当する見込みであること。
- (2) 対象施設は、法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮されたものであること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び当該暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、規則で定める書類を添付して市長に

申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、適当と認める場合は、指定するものとする。この場合において、対象施設が、企業立地奨励金及び本社機能移転奨励金のいずれにも該当するときは、その一方のみを指定するものとし、重複して指定することはできない。

(企業誘致委員会)

第5条 市長は、前条の規定による指定、奨励金の交付及びその他必要と認める事項を審査させるため、矢板市企業誘致委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 指定要件を満たさなくなったとき。
- (2) 主たる設備の稼働開始が予定期日より著しく遅延したとき。
- (3) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 市税、使用料その他の公課を滞納したとき。
- (5) 偽りその他の不正行為により指定を受けたとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めたとき。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により指定を取り消した場合において、第3条第1項各号のいずれかに規定する奨励金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(指定の承継)

第 8 条 相続、営業譲渡、合併、分割等の事由により、第 4 条の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に変更が生じた場合においても、当該事業が継続される場合に限り、当該事業の承継者は、市長にその旨を届け出て承認を受けることにより、当該指定を承継することができる。

（報告及び調査）

第 9 条 市長は、指定事業者に対し、この条例の施行に必要な事項について報告を求め、又は当該職員に実地に調査をさせることができる。

2 前項の規定により実地調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する実地調査をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 10 月 21 日から施行する。

（矢板市工場誘致条例の廃止）

2 矢板市工場誘致条例（昭和 39 年矢板市条例第 5 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例施行の際現に旧条例第 11 条の適用を受けている者については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例による場合において、旧条例第 12 条の工場誘致委員会の所掌事務は、条例第 5 条の企業誘致委員会が承継する。

附 則（平成１６年条例第２３号）

この条例は、平成１７年１月１日から施行する。

附 則（平成１７年条例第２１号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行し、改正後の矢板市企業誘致条例第４条第１項第１号の規定は、平成１７年１月１日から適用する。

附 則（平成１７年条例第５４号）

この条例は、平成１７年１０月１日から施行し、改正後の矢板市企業誘致条例の規定は、平成１５年１０月２１日から適用する。

附 則（平成１８年条例第４５号）

（施行期日）

１ この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の矢板市企業誘致条例の規定は、この条例の施行日以後に事業を開始する者について適用し、施行日前に事業開始した者については、なお従前の例による。

附 則（平成１９年条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年条例第４３号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年条例第１４号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際現に改正前の矢板市企業誘致条例（以下「改正前の条例」

という。) 第4条の指定を受けているものの、改正前の条例第3条第1項に掲げる奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月18日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の矢板市企業誘致条例の規定によりなされた指定の申請及び奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月16日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の矢板市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日以後に対象施設の操業を開始する者について適用する。

附 則 (令和7年3月21日条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の矢板市企業誘致条例の規定によりなされた指定の申請及び奨励金の交付については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

奨励金の区分	交付要件	交付額
企業立地奨励金	対象施設（本社機能移転を行う企業及びベンチャー企業を含む。以下この表において同じ。）の新設又は増設に対する投下固定資産額が5,000万円を超える場合	対象施設（増設の場合にあっては、増設した部分に係るものに限る。）の操業を開始した日以後、対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産に固定資産税（増設の場合にあっては、増設した部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）が最初に課される年度から起算して5年間の各年度の固定資産税に相当する金額とする。
雇用奨励金	対象施設の操業開始に必要な常時雇用者のうち、新規雇用者を10人以上採用した場合	新規雇用者1人につき30万円とする。
用地取得奨励金	次のいずれにも該当する場合 (1) 対象施設の用に供する土地を購入し、5年以内に操業すること。 (2) 投下固定資産額が1億円を超え3億円以下であること。	土地購入価格に100分の5（誘致地域にあっては、100分の10）を乗じた金額とする。

	次のいずれにも該当する場合 (1) 対象施設の用に供する土地を購入し、5年以内に操業すること。 (2) 投下固定資産額が3億円を超え5億円以下であること。	土地購入価格に100分の7.5（誘致地域にあっては、100分の15）を乗じた金額とする。
	次のいずれにも該当する場合 (1) 対象施設の用に供する土地を購入し、5年以内に操業すること。 (2) 投下固定資産額が5億円を超えること。	土地購入価格に100分の10（誘致地域にあっては、100分の20）を乗じた金額とする。ただし、1億円を限度とする。
借地借家奨励金	次のいずれにも該当する場合 (1) 対象施設の用に供する3,000㎡以上の土地又は延べ面積が1,000㎡以上の家屋を賃借したこと。 (2) 対象施設の操業開始に必要な常時雇用者が5人以上であること。	対象施設の操業を開始した日の翌年度から起算して3年間の各年度の賃借料（敷金、権利金その他これらに類する経費を除く。）の100分の7.5（誘致地域にあっては、100分の15）に相当する金額とする。ただし、総額は4,000万円を限度とする。

ホテル等立地奨励金	次のいずれにも該当する場合 (1) 客室が30室以上又は収容人員が60人以上のホテル等を新設すること。 (2) ホテル等の操業開始に必要な常時雇用者が5人以上であること。	ホテル等の操業を開始した日以後、固定資産税が最初に課される年度から起算して5年間の各年度の固定資産税に相当する金額とする。ただし、各年度で2,000万円を限度とする。
	次のいずれにも該当する場合 (1) 客室を10室以上又は収容人員を20人以上増設し、増設後の客室が30室以上又は収容人員が60人以上のホテル等であること。 (2) 市内で10年以上ホテル営業又は旅館営業をしている事業者であること。 (3) ホテル等の増設後の常時雇用者が5人以上であること。	ホテル等（増設した部分に係るものに限る。）の操業を開始した日以後、固定資産税（増設した部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額とする。ただし、各年度で2,000万円を限度とする。
医療立地奨励金	次のいずれにも該当する場合 (1) 医療施設を新設又は増設していること。 (2) 投下固定資産額が5億円以	医療施設の建設に要する費用に100分の20を乗じた金額とする。ただし、1億円を限度とする。

	上であること。 (3) 医療施設の操業開始に必要な新規雇用者が5人以上であること。	
オフィス立地奨励金	次のいずれにも該当する場合 (1) オフィスを賃借したこと。 (2) オフィスの賃貸借に係る契約期間が2年以上であること。 (3) オフィスの操業開始に必要な常時雇用者が5人以上であること。	オフィスの月額賃借料に2分の1を乗じた金額とする。ただし、24箇月分を限度とし、1箇月で10万円を限度とする。
本社機能移転奨励金	次のいずれにも該当する場合 (1) 第2条第9号に規定する本社機能移転による立地であること。 (2) 本社機能移転に伴い、新たに5人以上の新規雇用者を採用すること。	操業を開始した日以後、本社機能移転をした法人に法人市民税が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の法人市民税に相当する額及び対象施設の新設に対する投下固定資産に固定資産税が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額。この場合において、当該本社機能

		移転が法人の事業継続計画に基づくものであると市長が認めたときは、３年間を５年間に延長する。
ベンチャー企業 立地奨励金	市内に本店を有しないベンチャー企業が市内に本店を設置し、事務所又は事業所を新設すること。	１００万円

備考

- １ 奨励金は、１，０００円以上とし、１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- ２ 用地取得奨励金及び医療立地奨励金は、交付額が２，０００万円を超える場合は１５年以内の分割交付ができるものとする。